

和歌山大学大学院システム工学研究科会議規程

制 定 平成12年 3月17日

最終改正 平成27年 3月19日

第1条 この規程は、和歌山大学大学院研究科運営規程（以下「研究科運営規程」という。）第2条に基づく和歌山大学大学院システム工学研究科会議（以下「研究科会議」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

第1条の2 研究科会議は、研究科運営規程第4条の事項を審議する。

第2条 研究科会議は、研究科長及び専任の教授をもって構成する。

2 研究科会議には、研究科会議が必要と認めた併任及び兼務の教授又は客員教授を加えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特に重要事項を審議決定するため、研究科会議が必要と認めたときは、研究科専任の准教授及び講師又は客員准教授を加えることができる。

第3条 研究科長は、システム工学部長をもって充てる。

第4条 研究科会議に議長を置き、研究科長をもって充てる。

第5条 議長は、研究科会議を招集する。

2 議長に事故あるときは、年長の副学部長がその職務を代行する。

第6条 研究科会議は、構成員の半数以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 次の各号の一に該当する者は、構成員に算入しない。

(1) 休職中の者

(2) 1月以上療養中の者

第7条 議事は、特に定める場合のほかは、出席者の過半数でこれを決する。

第8条 研究科会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(審議事項の付託)

第9条 研究科会議は、和歌山大学大学院研究科運営規程第4条に定める審議事項のうちの一部の事項の審議をシステム工学部運営委員会（以下「学部運営委員会」という。）及びシステム工学研究科入試判定会議（以下「研究科入試判定会議」という。）に付託することができる。

2 研究科会議は、前項の付託に基づく学部運営委員会、研究科入試判定会議の議決をもって、研究科会議の議決とすることができる。

3 研究科会議が学部運営委員会、研究科入試判定会議に付託する事項については、研究科会議が定める。

4 前三項に規定する学部運営委員会、研究科入試判定会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第10条 その他研究科会議に関し必要な事項は、研究科会議の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第184号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第624号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1004号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月17日一部改正：法人和歌山大学規程第1232号）

この改正規程は、平成23年11月17日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1616号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。